

日薬業発第 225 号
令和 4 年 9 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

薬局等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して薬局の負担軽減に向けた取組を進めることについては、令和 4 年 8 月 3 日付け日薬業発第 145 号にてお知らせしたところです。

今般、令和 4 年 9 月 9 日の第 4 回物価・賃金・生活総合対策本部（内閣官房）において、足元の物価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、臨時交付金の増額・強化として、臨時交付金の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されるとともに、その推奨事業メニューの一つとして、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が掲げられ、薬局が対象に含まれています。

詳細は追って示されるとのことですが、貴会におかれましては、都道府県の担当部局と連携いただき、薬局等の負担軽減に向けて「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を積極的に活用し、各都道府県において十分に薬局への支援が行われるよう、ご対応をお願い申し上げます。

<別添>

- ・薬局等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について（令和 4 年 9 月 13 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡）

事務連絡
令和4年9月13日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

薬局等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

平素より、薬事行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（令和4年8月2日付け事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けている薬局等において、光熱水費の高騰が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を積極的に活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしてきたところです。

今般、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、足元の物価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、臨時交付金の増額・強化として、臨時交付金の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されるとともに、その推奨事業メニューの一つとして、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が掲げられています。また、これを受けて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発出されています。

既に多くの地方公共団体において積極的な取組が行われているところですが、貴部局におかれては、これを踏まえ、薬局等の負担軽減に向けて、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を積極的に御活用いただくよう御検討をお願いします。

なお、現行の臨時交付金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金QA第8版（令和4年5月13日）1－6において、交付決定前に着手した事業であっても対象となる旨をお示ししております。

本交付金に関する改正版の制度要綱等は、内閣府より近日中に通知されることとなっておりますので、詳細な内容についてはあらためて提供させていただきます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額:6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円)
- 交付対象:都道府県及び市町村
- 対象事業:エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法:人口や物価上昇率等を基礎として算定

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援